

上北山村事業復活支援金について

令和4年10月3日

上北山村長 山 室 潔

上北山村告示第34号

上北山村事業復活支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症や昨今の原油価格・物価高騰等の影響により、売上が著しく減少し、経営に深刻な影響が生じている村内の事業者に対し、事業継続を支援するため、上北山村事業復活支援金（以下、「村支援金」とする。）を国の事業復活支援金（以下、「国支援金」とする。）の上乗せとして予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、上北山村補助金等交付規則（平成17年上北山村規則第2号）及びこの要綱を定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 村支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 国支援金を受給しており、その給付額を上回る売り上げ減少が生じていること。
 - (2) 所在地もしくは住所地が令和4年9月30日時点で上北山村にあり、営業実態を有すること。中小法人等にあつては、法人の本店の所在地とし、個人事業主にあつては、事業主本人の住所地とする。
 - (3) 今後も村内で事業継続の意思があること。
 - (4) 村税及び村使用料を滞納していないこと（徴収を猶予されている者を除く。）。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者には、村支援金の交付はしないものとする。
- (1) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は、当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
 - (3) 政治団体

(4) 宗教上の組織又は団体

(5) 申請を行う者又は構成員とその法人の役員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは、暴力団員（暴力団対策法大2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者

(村支援金の交付上限額)

第3条 村支援金の上限額は、中小法人等にあつては、1事業者あたり20万円とし、個人事業主にあつては、1事業者あたり10万円とする。

2 村支援金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

3 村支援金は、国支援金を控除した売り上げ減少額に応じて交付する。村支援金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。なお、交付額の具体的な算定方法は以下のとおりである。

交付額＝国支援金の基準期間の事業収入－国支援金の対象月の事業収入×5
－国支援金受給額

(交付の申請)

第4条 村支援金の交付を受けようとする者は、上北山村事業復活支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書（様式第2号）

(2) 国支援金の申請フォーム画面を印刷したもの（申請に使用したすべての事業収入額等が分かるもの）又は国支援金の申請に使用した書類一式

(3) 国支援金の受給を証明する書類として、以下のいずれか

① 国支援金の振込みのお知らせはがきの写し

② 国支援金のマイページ画面を印刷したもの（振込手続き完了が分かる部分）

③ 国支援金の入金を確認できる通帳の写し

(4) 振込先口座の通帳の見開き1ページ目の写し

(5) 法人の場合、履歴事項全部証明書の写し（申請日の3か月以内の日付のもの）

ただし、国支援金の申請時と内容に変更がない場合は、国支援金の申請に添付したものでも可とする。

(6) 個人事業主の場合、運転免許証など、本人を確認できるものの写し

ただし、国支援金の申請時と内容に変更がない場合は、国支援金の申請に添付したものでも可とする。

(7) 委任状（任意様式）

2 提出された申請書類等は、いかなる場合においても返却しないものとする。

(交付の決定兼額の確定)

第5条 村長は、前条の規定による村支援金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、村支援金の交付を決定し、村支援金の交付を申請した者に通知するものとする。なお、交付決定兼額確定の通知は、村支援金の入金をもって行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第6条 村長は、村支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、村支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

この場合において、村支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により村支援金の交付を受けたとき。
- (2) 国支援金について、国から交付決定を取り消される等、第2条の規定に違反したとき。
- (3) その他村長が不相当と認めたとき。

2 村支援金の返還にあたっては、村支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（村支援金の額に年率 10.75%の割合で計算した額）を納付しなければならない。

3 村支援金を返還期日までに返還しなかったときは、返還期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年率 10.75%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(報告・書類提出・立入検査)

第7条 村長は、村支援金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、報告を求め、必要な書類の提出、立入検査を行うことができる。

(書類の保存等)

第8条 村支援金の交付を受けた者は、村支援金の交付に関する書類及び通知等を整備するとともに、村支援金の交付の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年10月3日から施行する。